

# 地方行財政と税制改革のあり方についての意見

昭和63年5月  
地方制度調査会

当調査会は、地方行財政と税制改革のあり方について調査審議した結果、別紙のとおり結論を得ましたので意見を提出します。

当調査会は、かねてから地方行財政の改革の基本方針として、国・地方の事務の再配分、これに伴う財源の再配分を積極的に行うべきであると強く指摘してきたところである。

したがって、今回の国税・地方税を通ずる税制改革に当たっても、上記のような考え方に基づいて措置されるべきであるとする。

現在検討されている新しい方式の間接税が導入さ

れる場合には、少なくとも

個人住民税、法人住民税の減税

新しい方式の間接税と現行地方間接税との調整

所得税、法人税等の減税

による地方税及び地方交付税の減収に対しては、新しい方式の間接税が国・地方を通ずる租税制度及び税財源配分制度に係る基幹的な税目となるものであることをも踏まえ、その相当部分を地方税財源とすることにより、地方公共団体の財政運営にいささかも支障が生じないよう措置すべきである。